

## ●採石法施行規則第11条報告は電子メールでの提出をお勧めします※

※これまでの提出方法での提出を妨げるものではありません。

・採石業を行っている方々には、採石法施行規則により毎年3月末に報告書を管轄の経済産業局長に提出していただいております。

・現在、政府では事業者目線に基づき、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべく議論が進められてきており、平成29年3月に行われた規制改革推進会議行政手続部会において取りまとめられました行政手続簡素化の原則の1つに行政手続の電子化の徹底が盛り込まれております。

・採石法施行規則第11条報告についても行政手続の簡素化の観点から電子メールでの提出を推奨させていただくこととなりました。

・資源エネルギー庁や各経済産業局では、採石法施行規則第11条報告の様式をHP上にエクセル形式にて様式を掲載させていただいておりますので、是非ご活用ください（参考参照）。

参考：11条報告様式 中国経済産業局HP掲載箇所

[ホーム>政策別に調べる>資源・エネルギー・環境【鉱業・採石業・砂利採取業】>採石業関係](#)

[採石法施行規則第11条に基づく業務状況報告書（様式等）](#)

<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/energy/kougyou-saiseki-jyari.html#02>

### ●電子メールでの提出によるメリット

- ・ポストへの投函の手間がかからない
- ・切手不要
- ・提出先へ時差無く届く
- ・電子データなので修正が楽

### 【11条報告提出先】

中国経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課：採石法担当

E-mail: [bzl-nenryou-chugoku@meti.go.jp](mailto:bzl-nenryou-chugoku@meti.go.jp)